

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

◆ 特集 I ◆ ◆ ◆

リーダーシップ強化し安全文化変革へ

「NABIS」を軸に活動展開

日本板硝子

◆ 特集 II ◆ ◆ ◆

現場を遠隔で把握 効果的に安全管理

相談・健診一元化し産業保健活動深化させる

経団連がDX企業事例

◆ ニュース ◆ ◆ ◆

荷主監視でGメン設置

国交省 適正取引の阻害是正へ

労働災害動画 配信はじめました!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



No.2433

9

1日号

2023

■ 災害のあらまし ■

当社の商品を購入した顧客の1人が、商品に満足せず、会社に何度も苦情の連絡を入れるなどクレイマー化していた。そんな折、工作中に外出先でたまたま当該クレイマーに従業員Aが遭遇。Aは今回の件にまったく無関係であるにもかかわらず、当社の社員であることを知って激高したクレイマーがAに詰め寄り、突き倒されてケガをした。

■ 判断 ■

外出先での当該従業員とは無関係の第三者の行為であるが、Aの被災が**業務上の災害**として判断された。

■ 解説 ■

業務災害として認められるためには、「業務遂行性」と「業務起因性」を満たす必要がある。まず「業務遂行性」では、①事業主の支配下かつ管理下において業務に従事している場合、②事業主の支配下かつ管理下にあるが業務に従事していない場合、③事業主の支配下にありかつ管理下にあるが離れた場所で業務に従事している場合である。このうち③は、移動中や宿泊中など職務を具体的に実施していない間に事故が発生した場合に、業務遂行性が認められるかという点が問題となることがある。しかし、あくまで移動や宿泊を実施することになった理由が業務上の都合による以上、積極的に私的行為や恣意的行為に及んでいる場合を除き、広く業務遂行性が認められている。例えば、大分労基署（大分放送）事件では、宿泊を伴う出張中、夕食後に宿泊先の旅館の階段から転落して死亡した事案で、業務で宿泊を伴う出張をし、旅館の同室で寝

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 高知会
こうち中央社労士事務所

所長 秋山直也

第356回

食をともにするような場合の飲酒行為は業務遂行に通常随伴する行為といえなくはないこと、また本件のような出張の際、当該従業員が夕食時に飲酒をともにするを常としていたことを踏まえると、当該従業員は業務を離れ、積極的な私的行為ないし恣意的行為に及んでいたとはいえないとして、業務遂行性を肯定している。

次に「業務起因性」は、業務と労働災害との間に条件関係があることを前提に、法的に労災補償を認めるのを相当とする関係（相当因果関係）があることが必要と解されている。そして、相当因果関係の有無については、労働者に発生した傷病などが業務に内在する危険が現実化したといえるか否かにより判断されると解されている。

原則として、業務遂行性が認められる場合に生じた事故などは、業務起因性も認められると考えられるが、自然現象（地震、落雷、津波、竜巻、台風など）や外部の力（歩行中に車に追突された場合など）、本人の私的逸脱行為・規律違反行為（本人のケンカや酒に酔って作業に従事していた場合など）によって生じ、業務に内在する危険が現実化したと評価できない場合には、業務起因性は否定されることになる。

今回の被災のケースでは、従業員Aは前述の③事業主の支配下にありかつ管理下にあるが離れた場所で業務に従事した場合に該当するが、Aが積極的に私的行為や恣意的行為に及んでいたという事情は見当たらないため、業務遂行性は認められるものと考えられる。加えて、クレームとは無関係の業務に従事していた従業員が転倒してケガをした。この点、暴行がAと当該クレームとの個人的怨恨に基づく場合や、Aが当該クレームを挑発した結果である場合は、当該従業員の業務に内在する危険性が



現実化したとはいえないとして、業務起因性が否定される可能性がある。しかし、当該クレームは会社の商品に満足せず、会社に苦情の連絡をするなどして、クレームと化しているなかで、Aが襲われた経緯に鑑みると、Aに限らず会社の従業員であればクレームから襲われる可能性があったと考えられる。そうすると、会社の職場で就労する従業員一般において認められる危険性が現実化したと評価され、業務起因性が肯定されることになる。

なお、業務によって外出した先で第三者に加害行為を加えられ、業務起因性の有無が問題となった事実として、鳴門労基署長（松浦商店）事件がある。同裁判例では、海外出張中に第三者の加害行為により殺害された場合において、日本人旅行者が殺害された上に金品を強奪される事件が発生していたこと、外国人が宿泊先のホテル内で強盗殺人の被害に遭う事件も発生していたこと、本件事件の後も日本人が被害者となる事件が複数発生していることなどを考慮し、本件事件は業務に内在する危険性が現実化したものであるとして、業務起因性が肯定された。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp